

吉田家の諸社研究における家記利用について

——『諸神根源抄』と『吉田家日次記』の関わりを中心に——

新井 大 祐

はじめに

我が国近代以降の神道研究において夙に注目を集めてきた重要な問題の一つとして、神道史上、一つの画期である吉田神道及び吉田家に対する研究が掲げられる。すでに明治後期から大正期の神道史研究において多くの先学が着目され、以来、現在に至るまで唯一神道教義（儀礼）書・古典注釈書・日記・文書等の関連文献・史料が多数見出され、世に紹介されるとともに詳細な検討が加えられた結果、同家の活動実態や神道史上における意義などについての解明が大いに進んでいる。

こうした近代以降の吉田神道及び吉田家に係る研究を筆者なりに大まかに整理すると、（一）唯一神道創唱者・吉田兼俱及び前後累代の行状と、その著作に看取される思想・教義の研究（教義・思想研究）、（二）『日本書紀』を中

心とした神典註釈等に関する研究（古典・文学研究）、（三）裁許状・宗源宣旨発給等の活動による神社支配に係る研究（制度史研究）、の三つが主となる^①。

ところで、このように明治以来、多くの論考が提示され、その実態解明も進んできた吉田神道研究にあつて、いまだなお検討の余地を多く残す問題として、とくに（一）及び（二）の視点に密接に関わる、同家が行つてきた諸社の縁由や祭神に対する調査研究活動が挙げられる。この点、早くより宮地直一が、中世期に興った同家の「学問的攷究の風」の一つが兼俱『延喜式神名帳頭註』など「神社の歴史を究むる試み」という活動であり、それらが「近世神社研究の地盤となつた」と評価しているが、^②今しも述べた通り、その後は他の活動に対する研究が活発であるのに比して、取り上げられる機会が多くなかったように思う。

そして、こうした同家における「神社の歴史を究むる試

み」の一つの大きな成果と評価すべきものに『諸社根元記』が挙げられる。

同書は各所に伝来し、式内社や二十二社はじめ諸国神社に関する記事や神道説を収載することから、同家において神社研究という活動が行われていたことを如実にもの語る内容となっている。

すでに明治期に『神祇全書』⁽³⁾において活字化・公刊がなされ広く世に知られることとなり、さらに、本書と同文関係にあったり、あるいはその内容・構成が似通ったりする類本の多数存することも確認され、これまで西田長男氏⁽⁴⁾ならびに鳥居清氏⁽⁵⁾が詳細な本文批判によって諸本相互の関係や成立過程に対する検討を行い、とくに内部に同家累代の名などを有する記文の散見することから、同家の諸社研究において父祖の記録が参看されたことが指摘されてきた。

とは言え、筆者は寡聞にして、前掲二氏の論考を除いては同書に対して真正面から取り組んだ研究を知らず、その後は個別の神社・神祇研究において同書の内容の一部が利用されることはあるものの、成立背景や意義などについて未だ詳かでない部分も多い。

ところで、かつて筆者は、これら『諸社根元記』とその類本について論じる機会を得たが、その折には成立及び類本相互の関係について述べるに尽き、先学の指摘された、

本書の成立背景や意義、ひいては同家の神社研究という営みを考える上で重要な「父祖の記録への眼差し」という点については殆ど吟味を加えること叶わなかった憾みがある。しかし、その後、改めて先学の残された成果を整理し、それに基づいて本文批判を行った結果、この累代記録利用の問題を検討する上で重要と思しい事例を新たに見出すに至った。

そこで本稿では、『諸社根元記』及び類本中、新たに見出されたその成立背景を物語る家記利用の具体的事例に検討を加え、もって、これまで注目を集めることのほとんどなかった同家の神社研究の有り様を探るための手がかりの一端を提示したいと思う。

一・吉田家の神社研究概略と『諸神根源抄』

冒頭述べたとおり、『諸社根元記』(以下「根元記」と略す)は早く明治期に『神祇全書』に収められており、また近しいところでは『神道大系』⁽⁷⁾に収載され、解題が付されている。その底本とされた無窮会専門図書館神習文庫本(以下、神習文庫本と称す)や天理大学附属図書館吉田文庫本(以下、吉田文庫本と称す)はじめ、同一書名を有するものが各所に所蔵されている。

なお、吉田文庫本奥書には「写本云」として「天和二年

壬戌孟冬念一日」と見え、同本は近世初頭の天和二（一六八二）年本の写しであることが知られる。

ところで、同書には『諸神記』⁽⁸⁾のように内容をほぼ同じくする異名の伝本や、あるいはその一部が相似通う『諸神根源抄』（以下『根源抄』と略す）など多数の類本が伝来している。

かつて西田氏が「これら相互の前後関係は、しかく簡単なものではない」と指摘されたとおり、⁽⁹⁾諸本を整理することとは困難を極めるのであるが、ともかくも、従来の研究においては、その類本中『諸神記』及び『根源抄』を中心に、先後関係の問題が論じられてきた。

それら先行研究についてはすでに前稿において整理したので今詳しく述べることは控えるが、これを要するに、

① 累代当主達はその時代時代に家説等を集成し、それらを十六世紀中頃の吉田家当主・兼右が集成して原『根元記』を成し、さらに現存の形に至ったのは近世初期で、ゆえに異本も多く残るとする西田長男氏の説⁽¹⁰⁾。

② 兼右によって原『根源抄』が成り、それをもとにその息・梵舜が『諸神記』を撰録し、その後吉田文庫本本奥の天和二年に吉田家に非ざる者が『諸神記』を改竄して『根元記』が成立したとする鳥居清氏の説⁽¹¹⁾。となろう。

そして、本論において、筆者がとくに注目するのが、他の二書に先立つものとして鳥居氏が着目した『根源抄』である。

本書についてはいずれ別の機会に述べることとし、なお詳しくはそちらに譲るが、ここに些かを述べれば、本書も西田氏によって『根元記』⁽¹²⁾異本と位置付けられた吉田家による神社研究書である。内容は『根元記』『諸神記』と同じく、二十二社はじめ大小様々な神社について記したものであるが、条目や本文の合致しないところも散見する。

なお、鳥居氏が使用された吉田文庫本は天地二巻からなる冊子本で、奥書等は見あたらないが、地巻末の「大比叡明神垂迹事」に「慶長七年二月十五日」⁽¹³⁾との年紀が見えることから、それが成立上限となろう。

ただし、兼右子息であり、織豊期の当主・兼見及びその弟である梵舜の記録『兼見卿記』『舜旧記』に「諸神根元抄」「諸神根源抄」と見え、就中、梵舜においては「唯神院殿（兼右―筆者註）御自筆諸神根元抄」とも記していることから、兼右の代にはすでに「諸神根元抄（根源抄）」⁽¹⁴⁾が存していたことが知られる。

ところで、『根元記』と『諸神記』を比較すると、随所に記述の加除がみられるものの、条目の出入りや配列の異同のさほど多くないことから、これらはほぼ同系本として

位置付けても差し支えないものと言えるのに対し、同二書と『根源抄』とを比べると、重なる部分も多いものの、本文の異同、さらには収載条目の出入りや配列の異同も多数散見する⁽¹⁵⁾。

しかしながら、後述するであろうが、西田氏におかれては類本をすべて『根元記』の「異本」と見做す論調少なからず見受けられる。そして、これに対して鳥居氏が前掲の段階成立説を唱えたにも関わらず西田説は多大な影響力を有し⁽¹⁶⁾、結果、『根源抄』系諸本を『根元記』として扱う風が通行した嫌いもある⁽¹⁷⁾。

従って、今後の研究においては、『根元記』を中心に据える視点をいま一度見直し、また鳥居氏の説をも勘合し、書名や内容の一斑のみにとらわれず、その全体構成等によって類本を分類する作業が必要となろう。

そこで—無論、さらなる関係諸本の調査が要されるもの—いまここでは、収載条目による分類から、ひとまず『根元記』『諸神記』系と、『根源抄』系という二つの系統を想定しておくこととしたい。

二. 吉田家神社研究書に見る累代記録

ところで、従来これらの書が注目を集めてきた点として、前述の通り吉田家累代に係る記文が少なからず看取される

点が挙げられるのであり、翻って、同家の手になる書物とされてきた所以もそこにある。

そこで、いま『根元記』の条目中、累代の名やそれに係る年紀で、その成立を考える上で重要と思われるものを簡略に整理すると、

○賀茂：兼敦注文

○春日：「治大御抄」（兼敦記録）引文・兼満注文

○大神：兼敦注文

○広田：兼俱説の引用

○祇園：「天文十二年十一月三日」記文

○神楽岡社：「応永二正月廿一」記文

○五條天神：「天文九十一廿九」記文

○清瀧社事：「応永十三御記」の引文

○八神殿濫觴事：「永徳二十九」記文

○吉田：「兼俱日本書紀御抄」引文

○粟田口天王：二品（兼俱）事績と「天文八九」注文

○八幡條々記（神靈次第）：兼右注文

○大隅宮：兼右注文

○金神事：「吉田二品」（兼俱）述作の引文

○北野天神御事：応永十八九の兼敦注文

○賀州石河郡河内庄金劔宮：兼右記文の引文

○八所御霊縁由事：「至徳元年九月十八日」の日記引文

(兼熙朝臣・予・家君)

○三十番神：兼俱事績

○神体之下奉書付之：永祿六年八月二十六日の兼右書付
○備前国酒折神社：兼右教示の記文

となり、南北朝期の当主である兼敦の名や同時代に係る永徳（一二八一～八四）・至徳（一二八四～八七）などの年紀、また室町期初頭の応永（一三九四～一四二八）、兼俱孫の兼満の名、さらに兼右の名及び同時代の天文（一五三二～一五五）が注目される。

また、『諸神記』も以上と概ね合致するが、「祇園」条の前掲年紀を含む後半部が異なっており、結果、同記文を欠く。さらに「備前国酒折神社」条では「兼右」ではなく兼右の曾孫で近世初頭の「兼従」（萩原兼従）と記されている点異なる。加えて、同書には、『根元記』に欠く以下の記文が認められる。

○藤森社：兼俱注の本奥を有する「弘治二十一二」記

○長州赤間関阿弥陀寺八幡宮：兼右の旧記利用

○江州大津大梵天王：兼右御記

○北野天満天神御実名：兼俱自筆本利用

○神道大意（三十番神由来）：兼俱撰本の兼満写本利用

このうち「藤森社」「長州赤間関阿弥陀寺八幡宮」については『根元記』にも立項され本文略同一であるが、前掲

記文を欠く。また、「江州大津大梵天王」「北野天満天神御実名」「神道大意」は条目自体を欠いている。

さらに『根源抄』に目を移すと、前掲二書に共通して見える記文中「賀茂」「春日」（ただし「治大御抄」に係る記文はない）「大神」「五條天神」「吉田」「大隅宮」、『根元記』のみに見える「祇園」の記文、『諸神記』のみに見える「藤森」「神道大意（三十番神由来事）」の記述は合致するが、本文略同一の「豊受宮」条に『根元記』『諸神記』には見えない兼右に係る注文が付されている点異なる。また、二書に欠く独自条目中、

○宮中神卅六座

・本宮鎮座（御食津神）：「伊大鈔」（兼夏記録）引文

・鎮座事：兼敦注文

・御位記事：「伊大鈔」引文

・御厨子事：兼敦注文

・神祇官内東西両院事：「伊大鈔」引文

・神祇官祝部殿事：兼敦注文

○撰津国郡御箇岡院宮事：「天文九八廿二」記文

○若狭国遠敷郡一宮大明神：兼右注文

のように、兼敦や兼右、さらには兼敦曾祖父で鎌倉時代の兼夏に係る記文までもが見える。

そして何よりも、西田氏が『根元記』ほか吉田家の神社

研究書へ対して関心を寄せる発端となったのが、この「宮中神卅六座」条であった。

すなわち氏は、かつて吉田家襲藏資料中に兼敦自筆による宮中八神殿についての注釈書『延喜式神名帳鈔』を発見され、その同文が、この「宮中神卅六座」条として当時氏が所蔵していた「諸社根元記」及び「静嘉堂文庫所蔵、山田以文旧蔵の『諸社并神祇官記』と表題する『諸社根元記』の一本」に見えることや、さらに他の「根元記」諸本の随所にも『吉田家日次記』（以下、「日次記」と略す）中「兼敦朝臣記」ないし兼敦述作を引いたと目される記文の散見することなどより、兼敦の時代にはすでに式神名帳研究・注釈が行われ、それらが「根元記」や『諸神記』やなどの編纂にも大いに参考とせられた」のであり、かつその一部分が『延喜式神名帳鈔』として伝来したと考えたのであった。

ただし、ここで前述の、「根元記」「諸神記」系諸本と『根源抄』系諸本の混同に留意する必要がある。

すなわち、前述の通りこの「宮中神卅六座」条は『根源抄』独自記事であり、管見に触れた中では前者の系統には見あたらないのである。それにも関わらず、同氏がこれを「諸社根元記」中に見えるとされたのは、氏が所蔵していた同条を載せる一本が書名を欠く零本でありながら、氏が

独自にこれを「『諸社根元記』の一本」として位置付けたことによる。

さらに氏は、『神祇全書』所収の神習文庫本や、「兼敦の『延喜式神名帳鈔』を収めたものとは別の」所蔵本「根元記」数本を引き、「北野天神御事」条に応永十年八月九日の兼敦注進文の見える点などを指摘し、その成立について考察を加えられているが、これは前に見た通り『根元記』『諸神記』のみに見られる記事である。

従って、これらをもって類本の成立について同列かつ一律に論ずるには注意を要するのである。

かくして、その成立を考える上で重要と思しい記文が各本に独自に認められることから、繰り返しになるが、今後はより内容に即した形での整理分類を行う必要がある。とは言え、氏がこれら累代に係る記文を『日次記』等によるものと考えた点は極めて重要である。繰り返しになるが、『根元記』『諸神記』に見える「八所御霊縁由事」は日記をそのまま引用したものと思しく、そうとなれば、やはり『日次記』が想起されよう。

周知の通り、『日次記』は吉田家累代中四代の日記の総称であり、吉田兼熙（正平三年（一三四八）～応永九年（二四〇二）の「兼熙卿記」、兼熙子息兼敦（貞治七年（一三六八）～応永十五年（二四〇八）の「兼敦朝臣記」、兼俱の子であ

る兼致（長祿二年（一四五八）→明応八年（一四九九））の「兼致朝臣記」、兼右（永正一三年（一五一六）→天正元年（一五七三））の「兼右卿記」が現存するが、各々の時代の一部のみしか伝わらない。²³⁾

そして、この現存本『日次記』に『根元記』『諸神記』『根源抄』に見える関連記事を照らすと、残念ながら年次が合致するものは現存せず、これを『日次記』逸文などとする西田氏の説は、信憑性は高いとは思われるものの、やはり推測の域を出ないこととなる。従って、吉田家における神社研究とその成果集成において累代家記、就中『日次記』が引かれたと考えるには、なお慎重な姿勢を取らざるを得ないところもある。

こうした同家の神社研究における『日次記』を中心とした累代記録利用の問題に対し、筆者は以前、研究発表の形で少し述べたことがある。²⁵⁾

概略を述べれば、筆者は、『根源抄』に比して収載条目は少ないものの、それらがすべて合致し、かつ本文略同一の吉田文庫蔵兼右自筆『諸神本縁抄』なる一本を中心に、²⁶⁾そこに見える大芋社縁起に着目した。すなわち同社が名帳所載の丹波国多紀郡鎮座「櫛石窓神社」であることを述べ、末尾に兼俱に係る本奥書が付されるものである。

他方、『日次記』に目を移すと、「兼熙卿記」応安四年

（二三七一）八月二十八日条に、同じく大芋社が「神名帳」所載の丹波国多紀郡「櫛石窓神社」であると示されること、加えて吉田家伝来の名帳の丹波国「櫛石窓神社」項に「大芋社は也」との頭註のなされていることを見出した。

以上の諸点より筆者は、同家の神社研究、就中、名帳研究においては、兼熙―兼俱―兼右という累代三人の碩学を結ぶ知・学の系譜があるのではないかとの説を提示したのであるが、各書が直接的に結び付くものであるか否かについてはなお未詳とせざるを得なかった。

しかし、その後の先行研究のさらなる整理により、筆者は実際に『根源抄』などと『日次記』が密に関わるものであることを示す事例を見出した。

そこで、以下、それらの例を掲げて若干の検討を加えてみたい。

三．『根源抄』と『日次記』

（一）『根源抄』『日吉』条と「兼敦朝臣記」

『根源抄』において二十二社に係る記述は実にその半分程を占める。

ただし、その記述方法としては、まず上巻第三条に「定二十二社次第事」を立て、ここに二十二社に固定されるま

での経緯を記し、その後「三十番神」条を挟んで「廿二社次第^{付垂迹并本地}」条を置き、各社の祭神・本地・創始由来を一括して簡略に記す。

これに次いで、「伊勢太神宮」「豊受宮」「広田」「石清水」：と二十二社に関する個別の条を立て、各々、史書や古典などによりながら鎮座地・縁由・本地・位記・行幸・祭礼などをより詳細に記している。⁽²⁸⁾

なお、「廿二社次第^{付垂迹并本地}」条は末尾に「于時文明元年八月十一日／從三位卜部兼^俱」と文明元年（二四六九）の本奥書が付されている。ここから、同条が、兼俱自筆本ほか数点が吉田文庫に所蔵されるところの『廿二社次第^{付本地}』を引いたものであることが知られるのである。これらのうち、文祿三年（一五九四）八月二十二日書写奥書を有する写本には、本条と同様に文明元年八月十一日の兼俱による本奥書が記されており、従って、『根源抄』作成にあたっては、文明元年本ないしその写本が参看されたことが理解されよう。

また、個別条については「賀茂」及び「大神」条に「兼敦案之」にはじまる注文が付されており、それによつて、西田氏はこれらの条が兼敦の手になる、何らかの述作が引かれたものであろうとの考察を加えられている。

ただし、「豊受宮」条に「兼右案之」との記文が見られ

ることから、条全体が兼敦述作に係るものか、あるいは該当記文のみが引かれたのが判然としないところもある。

ところが、この二十二社個別条中「日吉」条を『日次記』の記事と比較すると、興味深いことに気付かされる。

まずは、以下、煩を厭わず『根源抄』同条を掲げる。

日吉

延喜神祇式曰近江国滋賀郡日吉神／社大山咋鎮座也
賀茂松尾御同体也

先代旧事紀云 大山咋神座近海比叡／山亦座葛野郡／

松尾用鳴鏑神也

当社鎮座年紀不分明旧事本紀者／聖德太子之撰也已述

子細往昔之垂迹歟

御本地

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

三輪^{同本} 大宮^{釈迦法宿菩薩} 八幡^{阿彌陀} 聖真子^{謂之聖} 十^{天津彦彦} 禪師^{地蔵} 早尾^{不動} 下ノ八王子^{虚空蔵} 聖女^{如意輪} 惡王子^{愛染} 劍^{不動} 宮^{不動} 護因^{已上七社}

（※イ本による註記あるが略す―筆者）

山王廿一社 眷属百八社

御位記

大宮元慶四
正一位

二宮寿永二
正一位

聖真子建長二
正一位

八王子建長二
正一位

客人同前
正一位

十禪師同前
正一位

三宮正一位

行幸後三條延久三十廿九始

祭礼延久四四廿三記云今日比叡祭也／自今年初被立官幣

式曰依為八王子三宮遷宮以前依別／叡願自乾元二四廿六始被遣上卿弁外／記史諸司等建曆三以後相統十一月
中申／式曰

一本云 長久四年六月八日被下每年立内／藏寮幣宣旨

日吉号山王 弘仁十年始崇

長曆三八十一始座住吉次梅宮上

臨時祭

円融 天元五七五依 叡願被遂行之／使侍從藤原朝臣

栗田殿

一條 長徳元八廿一被行之使左少將源朝／臣方理已上

二ヶ度

或説曰 後鳥羽院 建久三年二月十三丙辰／法王後白河依

御不予危急御願被行之／使正三位行左近衛權中將藤原

朝臣忠経此／後中絶

(傍線筆者)

本文は以上である。いまその内容についての深入りは避けるが、前述の通りその鎮座地や創祀、祭礼などについて詳しく記し、その構成、他の二十二社条とほぼ同様である。次いで、『日次記』『兼敦朝臣記』に目を移すと、応永八年(一四〇二)四月五日条の、東坊城秀長からの日吉社縁起について注進を乞うとの依頼に対して兼敦が遣わした注進文が、この『根源抄』『日吉』条傍線部と、概ね同文関係にあることが見出されるのである。

すなわち、

日吉社

延喜神祇式曰、近江国滋賀郡日吉神社、

先代旧事本紀云、大山咋神座近海比叡山、

案之当社者、大山咋神、松尾御同体也、鎮座年紀

所見不詳、旧事本紀者、推古天皇御宇聖徳太子御

撰也、已述子細、可謂往昔之垂迹歟、

延久三年十月廿九日、始行幸、

同四年四月廿三日、始祭礼、

乾元二年四月廿六日祭也、或曰、依為八王子三宮遷宮以前延引依別叡願、自

今年被発遣上卿弁、外記、史、諸司等、

御本地事

大宮釈迦、

二宮薬師、

聖真子阿弥陀、

八王子千手、

客人十一面、

十禪師地藏、

神祇大副兼敦

とあるのがそれであり、⁽²⁹⁾ともすればこの兼敦注進の方が『根源抄』の記事を抄録したものと印象すら与えるのである。

そしてこうした、「同文関係にありながら、南北朝期の兼敦より二百年近く後に成った」と思しい『根源抄』の方が詳細に記している」という点は本書成立の問題において、極めて重要な示唆を与えるものであろう。すなわち、兼敦の頃に存在していた諸社に関して記された何らかの一本が後に伝わり、その内容が『根源抄』に収載されたこと、また、『日次記』兼敦注進も、当時座右にあったその「何らかの一本」から摘記されたものであることを想起させるのである。

無論、この兼敦の注進を後世の何人かが整理・増補して『根源抄』等の記事が成った可能性もないではないが、如上、「賀茂」「大神」条にも兼敦注文の見られること、二十二社条においてはこの日吉を含め全てほぼ同様の構成をとること、さらに西田氏の指摘する兼敦自筆『延喜式神名帳鈔』の同文が収載されていること、などに照らしても、やはり両者が兼敦の代に存した同一の「何らかの一本」から引かれたと考えることもあながち間違いではないと考えら

れるのである。

さらに一歩進めれば、今ひとまず二十二社条については、兼敦述作の式神名帳「鈔」が、後代による研究に参考とされたとの西田氏の推測をより確実にする一つの証左となるう。

(2) 『根源抄』京中郷村社七条と「兼致朝臣記」

次いで『根源抄』における独自記事として注目されるものに、京中や近隣郷村の社を多く掲げている点が挙げられる。

いまそれらを掲げれば、

○式外（太政官厨主神）や「二條富小路梅忠社」など、計二十社を収載）

- 八幡殿御鎮守
- 三條坊門殿御鎮守
- 室町殿御鎮守
- 北山殿御鎮守
- 仙洞法住寺御鎮守
- 光明峰寺殿御鎮守
- 近衛殿御鎮守
- 二條殿御鎮守
- 高野郷惣社

○長谷八幡

○平岡八幡宮事

○赤山大明神

○フカク寺社

○藪里惣社

○一乗寺惣社

となろう。

これらのうち、とくに「八幡殿御鎮守」より「一乗寺惣社」までの一連の条について、鳥居氏は「恐らくは吉田家に関係のある鎮守その他にして覚書として書き加えた所であらう」とごく簡略に解説を加えるのみであるが、⁽³⁰⁾「高野郷惣社」条より「一乗寺惣社」条の七条については、実のところ、兼俱子息の兼致の『日次記』である「兼致朝臣記」にまったく言ってよいほどの同文が認められるのである。

まず、『根源抄』より該当七条を掲げる。

高野郷惣社

一 神御名崇道天王

一 本地 如意輪観音

一 末社数九神御名

賀茂大明神 山王 貴布祢 イタ／＼ノ

大明神 十二所権現 山神 三輪明神

ウシノコセン 護擁神

一 神宮寺 本尊如意輪

一 灯明毎朝神主マイラスルマテニテ候

一 神主ハ地下人也 一和尚ニテ

一 勧請之由来者存知不仕

ナカタニ

長谷八幡

八幡 長谷花園中村三郷氏神 神事次第八月十五日

ほこ五本 けい者三津カイ志々舞 御供御子

御供 御供餅酒在之

同末社

多ひすかけ山大明神 山王 勸請由来不分明

平岡八幡宮事

大同四年十二月十日自宇佐宮影向神護

号今御

寺御影向所 于時勅使従五位 藤原公明此

社は也

時之奇瑞 仁者 自玉椿

一夜花開 云

同年奉勸請 平岡之山崎

建久元年文覚上人尋右迹被造立御殿了

承応元年浄覚上人被奉移下壇是今社頭也

同御神体事

社頭安置之御形像者弘法大師御筆第二
也写本第一ハ本堂内陣安置之

号奉移御影 仍一本在之 文治年中写本陀摩先生筆云々

一 勧請由來事 弘法大師御入唐之時於宇佐

可有守護密教之由依御契約如此云

一 末社事

若宮殿本地普賢十一面夷モ御座候 武内殿本地阿弥陀

惣社又地下モ 此内十三社勧請被申候

伊勢 熊野 住吉 祇園 石清水 石上

金峯山藏王 日吉七社 北野 賀茂上下 稻荷

梅宮 丹生 松尾 春日 広瀬 吉田

貴布祢 平野 広田 大原野 龍田護法善神

此内貴布祢社者心永始此依託宣勧請

一字内 此諸神勧請云

赤山大明神

当社ハ伝教大師草創

末社西宮夷 十禪子 春日 松尾 賀茂 新羅 平野

フカク寺社

本社 八大天王 西方 末社 諏訪八幡

東方 末社 八王子 又西方ニ 賀茂

敷里惣社

本社 牛頭天王

末社 西方 賀茂 東方 山王

一 乗寺惣社

本社 八大天王

末社 伊勢 三社一字ッ、有也神号不知之

以上の通り、平岡八幡宮を除けば、高野の惣社（現、左京区上高野の崇道神社）や長谷の八幡社、赤山禪院、舞楽寺・敷里・一乗寺など、とくに修学院周辺（現左京区南部）³²の社の創建由來や祭神、末社、神事等について簡略に記すものの、内容の多寡はまちまちである。

次いで『日次記』『兼致朝臣記』に目を移すと、これらと同文関係を有する記事は、「近郷社書出」との表題が付された文明十七年（一四八五）十月・十一月の巻中、十月分に見出される。

ところで、この「兼致朝臣記」当該記事については、すでに萩原龍夫氏の詳細な解説がある³³。

従って、いま同氏の解説によってその経緯を簡略に述べ

れば、この頃、東山に鎮守社を勧請しようとしていた足利義政の命により、兼俱が近郷の神社調査を行った。この調査は、祭神・本地・末社・神宮寺・灯明担当者・神主・勧請由来について調べたもので、実地検分等はなされず、長老達に書出を求めるといふ形で行われた。そして、この兼俱による調査（により得た書出）の内容を息兼致が記録したものが当該記事である。

さらに氏は、「兼致朝臣記」より高野郷惣社・長谷八幡・藪里惣社・一乗寺の四社の記録を摘記して紹介されている。以下、「兼致朝臣記」当該箇所を摘記して比較検討したいと思うが、紙幅の都合上、前掲萩原氏によつてすでに紹介されている四社についてはこれを割愛し、ここでは余の「平岡八幡宮事」「赤山大明神」「フカク寺社」のみとする。⁽³⁴⁾

十八日（中略）今日平岡八幡注進云

一御影向之事

平岡八幡宮

大同四年十二月十日自宇佐宮影向神護寺御京都号今御影向小社は也于時勅使從五位藤原公明此時之奇瑞仁者白玉椿

一夜花開云々

同年奉勧請平岡之山崎

建久元年又文覚上人尋古迹被造立御殿事

貞応元年浄覚上人被奉移下壇今社頭是也

同御神体事

社頭安置之御形像者弘法大師御筆第二之写本
第一者本堂内陳安置之

号移御影

御帳中仍二本在之

文治年中写本嵯摩先生筆云々安置内陣

一勧請由来事 弘法大師御入唐之時於宇佐可有守護密教之由依御契約如此云々

一末社事

若宮殿本地普賢十一面夷毛御座候

武内殿本地阿弥陀

惣社又地トモ申 此内十三社勧請被申

伊勢熊野 住吉祇園 石清水 石上 金峯山 藏王

日吉七社 北野 賀茂下上 稻荷 梅宮 丹生

松尾 春日 広瀬 吉田 貴布祢 平野 広田

大原野 龍田 護法善神

此内貴布祢社者応永始此依託宣勧請也云々

一字内仁此諸神勧請云々

廿日（中略）赤山明神注進

当社ハ伝教大師草創

末社 西宮夷 十禪子 春日 松尾 住吉 賀茂

新羅 平野（以下略）

廿三日（中略）フカク寺郷人^{兩人}參候鎮守事相尋之処
言上云

本社 八天天王 ^{西方}末社 諏訪 八幡

^{東方}末社 八王子 ^{又西方ニ}諏訪ヨリヒキノキテ

賀茂社勸請^{云々}（以下略）

以上、わずか三条程ではあるが、前掲『根源抄』の該当条とこれらを比較すれば、一見して、全くと言って良いほどの同文関係にあることが理解されることと思う。

ちなみに、ここに略した四社については、十月十六日に高野郷惣社・長谷八幡、同二十五日に藪里惣社・一乗寺から注進がなされた旨が記され、上掲三社と同じく本文殆ど合致する。

ただし、『日次記』においてはすべて灯明に関する記述を載せるが、『根源抄』では「高野郷惣社」を除く余の六社ではこれを欠いている点が異なる。

以上より、「高野郷惣社」以下七条については、前掲「日吉」条とは異なり『日次記』との記文の先後関係頗る明確で、これらの条が兼俱・兼致を遡ることはできないこと、さらに『日次記』記事の方がより詳しいことから、これら『根源抄』所収の近郷村社に関する条が、『日次記』⁽³⁵⁾をもつて記された可能性の極めて高いことが理解されよう。

そして、このことは、吉田家の諸社研究、就中、『根源抄』においては、『日次記』のうち、少なくとも「兼致朝臣記」が直接的にせよ間接的にせよ参考されたことを雄弁に物語る例と言えるのである。

小括

以上、甚だ雑駁ながら、吉田家における諸社研究において累代記録がいかに利用されたかという問題について、『根源抄』を中心に、『日次記』との比較を通じて検討を加えた。その結果、同文関係が認められる二つの事例を見出すに至った。

それらを要するに、（一）『根元記』『諸神記』『根源抄』ともにほぼ同文の「日吉」条本文の一部が、『日次記』『兼致朝臣記』に兼致注進として見出されること、（二）『根源抄』中の京近郷七社に関する条と、『日次記』『兼致朝臣記』の記事との間に同文関係が認められること、となろう。そして、これらは同文関係にあるという点では同様であるが、その意味するところは異なるものであった。

（一）における関係は、兼致の代にはすでに二十二社に係る集成のようなものが存在し、さらにそれが後世に伝来して同家による諸社研究に参考された可能性を示すもの、すなわち双方が時代を隔てながらも何らかの同一内容を有

する書物によって著されたことを示唆する例である。

他方、(二)の關係は明らかに『日次記』の記述がその端緒に据えられるものであり、『根源抄』がその記述をもとに成立したことを示す好例であった。

そしてそれらは、これまで指摘されつつもなお未詳とされざるを得なかった、同家の神社研究において『日次記』等の累代の家記が利用された可能性を明確に示す証左となるものと言えよう。

さらに言えば―無論、こうした僅かな例でそこまで述べるのはまさしく全豹一斑の誹りを免れ得ないところもあるが―吉田家の諸社研究及びその集成という営みにおいては、単に式神名帳をはじめとする古典への関心にとどまらず、父祖の経験に基づく歴史的事実の蓄積である家記にも目を向け、それらをも研究資料として取り込み、活用すること、その歴史の中で自家に様々な形で関わった式内・外的大小様々な神社についてもこれを遍く博搜しようとした意志、そしてそれらが諸社支配を進める神祇の家としての活動に必要な欠くべからざる姿勢であったことも垣間見えてくるものと思う。

冒頭述べたとおり、同家の諸活動中、神社研究およびその集成、就中、中世後期におけるその成果たる『根元記』等については、未だ多くの検討の余地が残されているにも

関わらず、西田・鳥居両氏以来、他の同家の活動や有り様を伝える文献や史料に比してほとんど注目を集めることがなかった。

これについて筆者は、その類本相互の關係が極めて複雑であることに加え、ここまで見てきたように、そこに収載された個別の内容が多岐に亘るものであることがその一因と考えている。すなわち、同家の教義書や儀礼書、神典注釈書等に比してその出典やオリジナリテイの程が曖昧であり、これらが集成された背景や経緯にいかなる意図があったのが理解し難いところが多いのである。

しかし、両氏が同書に考察を加えられて以降も多くの関連文献が見出され、その研究が進んできた今において、改めて先学の研究を整理し、再度のテキストクリティクを進めてその選録意図や背景を探ることで同家の歴史の中のこれら神社研究諸本の位置付けを明確にし、さらに一歩進めて、後の時代にそれらがいかに受容されていたか、すなわち、いかなる形で宮地の述べる「近世神社研究の地盤となつた」のかなどについて検討することによって、同家における神社研究の活動の実態やその歴史的意義もより鮮明になってくるものと思う。

そのためには、さらなる内容の精査や諸本の調査、あるいはその分類作業等なお残された課題も多いが、今はその

手がかりの一つを示すにとどめ、ひとまず筆を擱くこととしたい。

註

(1)

吉田神道及び吉田家の研究史上、明治期～大正期における重要なものとして、その端緒ともなる明治後期の宮地直一「吉田神社の鎮座に就て」(『歴史地理』一三一、一九〇九年)や、江見清風「唯一神道論」(『國學院雜誌』一七一～一二、一九一一年、國學院大學編・刊。のち、同氏『神道説苑』(一九四七年、明治書院 所収)、平泉澄「吉田兼俱の冤罪」(『史学雑誌』三一七、一九二〇年)が広く知られるところであり、とくに江見・平泉両氏の論考は吉田神道研究の必要性を世に知らしめた重要なものであり、これらを承けて、その後多くの論説が提出されるに至った。

なお、本文中に示した三つの観点に基づいて主要研究を掲げれば、(一)については、その研究の緒を開いた宮地直一の一連の研究があり(『吉田神道綱要』、宮地直一論集七『神道史Ⅲ』(一九八五年、蒼洋社刊) 所収)、さらに同家の主要文献を活字化し、解説を加えたものとして『吉田叢書』一～五(一九四〇～一九八四年、吉田神社編、宮地監修、西田長男・岡田莊司解題・校訂)や神道大系論説編『下部神道』上・下(西田長男・岡田莊司校注・解題、一九八五・一九九一年)が知られる。また、これら研究蓄積を基に西田氏や久保田収氏が中世神道史研究の立場からその歴史的意義を究明し(西田

『日本神道史研究』五(一九七九年、講談社刊)、久保田『中世神道の研究』(一九五九年、神道史学会刊)、岡田氏の同家神葬祭に関する一連の研究(『神道葬祭成立考』(『神道学』一二八、一九八六年など)、出村勝明氏の『吉田神道の基礎的研究』(一九九七年、神道史学会刊)が知られる。さらに、兼俱の活動中とくに注目を集める斎場所創建の問題については伊藤聡氏「文明五年以前の吉田兼俱の斎場所―特にその創建時期を巡って―」(『早稲田大学文学研究科紀要』別冊(哲学・史学編)一七、一九九一年、早稲田大学大学院文学研究科編・刊)などに詳しい。

(二)については、早くは西田氏の研究(『下部家に於ける古典の研究』上下(『國學院雜誌』四五・三・四、一九三九年、皇典講究所刊)や久保田氏の研究(『前掲』)があり、これを承けた岡田氏による「吉田兼俱の日本書紀研究」(『國學院雜誌』八二・一一、一九八一年)等の一連の論考があり、さらに近年では、原克昭氏が中世における吉田家の神代卷講釈を丹念に整理し、その実態に関する研究が提出されている(『室町期吉田家の『日本書紀』進講史・断章(兼俱・兼右講二題)』(『むろまち』九、二〇〇五年、室町の会編・刊)ほか。同氏『中世日本紀論考』、二〇一二年、法蔵館に所収)。

(三)については前掲宮地・西田・久保田氏らの研究がある。さらに、吉田家が諸社へ発給した宗源宣旨等の実像に迫った萩原龍夫氏の仕事(『中世祭祀組織の研究増補版』一九七五年、吉川弘文館刊)が著名であるとともに、同家が諸社といかに関わったかがよく知られ、同

家の神社研究への検討を進める上で重要な成果である。

さらに近年では、以上の先行研究を踏まえて吉田家の近世期の活動について詳細に検討を加えたものに井上智勝氏『近世の神社と朝廷権威』、二〇〇七年、吉川弘文館刊）や、同家の家政記録「御広間雜記」に関する幡鎌一弘氏らの一連の研究（科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書（二〇一〇年）ほか幡鎌氏の「一連の論考」があり、さらに個別神社の祠官等との関係について述べた宮永一美氏「吉田兼右の神道伝授と阿波賀春日社」『神社継承の制度史』、相山林継・宇野日出生編、二〇〇九年、思文閣出版刊）や、幡鎌氏「臼井雅胤が八神殿神璽を一条兼香に奉呈するに至った道のり」（『ビブリア』一三三、二〇一〇年、天理大学出版部刊）などが注目され、その実態解明が飛躍的に進んでいる。

なお、明治期以降、近年に至るまでの吉田神道研究史については出村龍日氏が詳しくまとめられているのでこちらを参照されたい（出村「唯一 神道」『神道史研究』四七―三・四合併号、一九九九年、神道史学会）。右掲、宮地『神道史Ⅲ』、三七三頁。

- (2) 『神祇全書』一（佐伯有義編纂・校訂、皇典講究所刊、一九〇六年）所収。
- (3) 西田氏による本書への研究成果としては、

- (4) a 「吉田神道の成立―第二稿―」（『千家尊宜先生還暦記念神道論文集』、一九五八年、同編纂委員会。のち、註1掲『日本神道史研究』五に所収）
- b 「吉田兼敦の『延喜式神名帳鈔』」（『國學院雜誌』六五―七、一九六四年、國學院大學編・刊。のち、

前掲書所収）。

があり、また『群書解題』一卷上「二十二社註式」（一九六二年、続群書類従完成会編・刊）にも触れられている。なお、本稿ではa・bについては『日本神道史研究』所収稿による。

- (5) 鳥居氏の論考としては、

- a 「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて―其一、諸神記と諸社根元記―」（『ビブリア』三〇、一九六五年、天理大学出版部編・刊）
- b 「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて其二―諸神記と諸神根源抄―」（同前、三一）

がある。

- (6) 新井「中世後期における吉田家の神社研究と『延喜式』「神名帳」―梵舜自筆『諸神記』を通路として―」（伊藤聰編『中世神話と神祇・神道世界』、二〇一一年、竹林舎刊）。

- (7) 神道大系神社編二『総記（中）』（谷省吾・伴五十嗣郎校注、一九八八年、神道大系編纂会刊）所収。本稿における「根元記」は本書によった。

- (8) 『諸神記』中、管見に触れた限りその伝来最も確かなものとして、吉田文庫蔵梵舜自筆本がある（吉三一―一六八）。本稿においては、この梵舜本を参照した。

- (9) 註4掲、西田b、一〇六頁。
- (10) 同右。

- (11) 註5掲、鳥居a・b。

- (12) 西田氏はbにおいて「諸社根元記」には異本が少なくない。のみならず、『諸神記』といい、『諸神根源集』と

いい、「諸神根源抄」といい、「諸社本記」といい、「諸神本懷」といい、はた「諸社并神祇官記」といい……、いずれもこの『諸社根元記』の異本といつてよからう」と述べ(一〇六頁)、『根源抄』についても目を通されたことが知られる。

(13)

吉三―三八。なお、鳥居氏は「憶むらくは江戸初期の写本」とされている(註5掲、b五四頁)。ただし、『吉田文庫神道書目録』(一九六五年、天理図書館編・天理大学出版部刊)は「江戸時代中期写」とする(五七頁)。

ちなみに、國學院大學図書館に『根源抄』と内容を同じくする『諸神根元抄』(1728)のほか数点を収める。いずれも善本で、本稿の『根源抄』引文はこの國學院大學本『諸神根元抄』によった。

(14)

『兼見卿記』においては天正十二年(一五八四)四月二十七日条(史料纂集『兼見卿記』二)、『舜旧記』においては、元和六年(一六二〇)七月十九日条・同八年三月十八日条(史料纂集『舜旧記』五・六)に見える。この点、早く萩原龍夫氏が指摘されているが(萩原註1掲書、六七九頁)、なお詳しくは註6掲拙稿を参照されたい。

(15)

『根元記』『諸神記』間の条目及び本文異同については註5掲の鳥居論文aを、また、『諸神記』『根源抄』間の相違については鳥居bを参照。

(16)

註7掲神道大系解題は概ね西田氏の説を襲い、鳥居説に對して「いまだ定説を覆すには至っていない」と述べるにとどめる。ただし、鳥居氏の説は西田論考b(初出稿)を承けて提示されたものであったが、西田氏は同論考がのちに『日本神道史研究』に収録されるにあたって鳥居

論考を掲げ、「優れた考証」で「価値が高い」と、高く評価されている(西田b、一二二頁)。なお、筆者も註6掲拙稿において、『根源抄』と『諸神記』及び梵舜筆の聞書類との比較によって、鳥居説の蓋然性の高いことを指摘した。

(17)

例えば國學院大學図書館所蔵の、外題に「一宮順詣記／神祇之書」とある一本(1753.18)の「神祇之書」相当部は『根源抄』と同内容であるが、『國學院大學図書館収蔵神道書籍解説目録』二(一九六四年、國學院大學図書館編・刊)には「諸社根元記」として立項されている。

(18)

註4掲、西田a・b参照。なお、西田氏が紹介されたと思しい『延喜式神名帳鈔』が現在、國學院大學所蔵の宮地直一コレクションに収められている(神祇官八神殿之事秘文)B1・36.188)。

(19)

註4掲、西田a・b。ただし氏は、「治大御抄」などとも見えることにより、「兼敦朝臣記」が「治大記」とも称されることから、兼敦に係る記述がこの「兼敦朝臣記」と同一か、あるいは散逸した兼敦の別の述作(抄)によるかについては慎重な態度を取られている(a六九頁)。

(20)

註4掲、西田b九八頁。

(21)

註4掲、西田b。

(22)

ただし西田氏は、例えば「宮中神卅六座」条を収載する氏藏本「根元記」や山田以文旧蔵「諸社并神祇官記」について「宮中神卅六座」条以外は「一般の『諸社根元記』の体裁とほぼ同じ」と記したり(註4掲、西田b、一〇五頁。ただし、実際は同じではない)、あるいは註12に掲げたような書き方をすると「異本または一本の關係に

あると誤解せしめないではない」ため「いまは仮に『諸社根元記』をもってこれらの諸本を代表せしめることとする」(同前、一一七頁)と断られるなど、類本相互の關係について慎重な姿勢を見せてもいる。

(23)

詳しくは吉川弘文館『神道史大辞典』「吉田家日次記」

(24)

「兼右卿記」「兼致朝臣記」項(すべて岡田莊司氏)参照。なお、『根元記』『諸神記』「神体之下奉書付之」条の永

(25)

禄六年(一五六三)八月二十六日兼右書付は、現存する

(26)

「兼右卿記」永禄六年四月より同八年十月分(東京大学史料編纂所蔵影写本)と年代は重なるものの、同記八月

(27)

は二十五日をもって終わっているため、確認し得ない。

(28)

二〇一〇年十二月五日開催の神道宗教学会学術大会(第六四回)において「吉田家における諸社の縁起等の集成

(29)

について」「神名帳」研究と神社研究」として発表。要旨は『神道宗教』二二四号(二〇一一年十月、神道宗

(30)

教学会)に掲載。

(31)

吉三一一六一。なお、本書については鳥居清「吉田文庫の兼右自筆本について(二)」―神社名祭祀服忌等に関するもの―、『ビブリア』二七、一九六四年、天理大学出版部編・刊)に解説がある。

(32)

吉田家本「延喜式」(天理図書館善本叢書叢書部一三『古代史籍続集』)による。なお、同書解説で田中卓氏が

(33)

本書を平安末期く鎌倉初期の写本とされたのに対し、西田氏はこれを南北朝期の兼熙写本と考えられている(『日本神道史研究』八(一九七八年)、「神社の起源の古さ」二一六頁)。

(34)

ちなみに、これら『根源抄』の二十二社記文とほぼ同文

が『根元記』『諸神記』にも見られるが、『根源抄』において「廿二社次第付事源并本地」条と後続の二十二社個々の条に分けられている記述を社ごとに合わせた形で記す。詳しくは註6掲拙稿参照。

『大日本史料』(七―四九六九頁)「応永八年四月十三日

日吉祭」条「義満、日吉社ニ参詣セントスルコト」項によった。

なお、同条は、岩橋小弥太氏も兼熙・兼敦の時代には

同家が「諸社の勧請、祭祀及び祭神の問題等について公

武諸家からその權威を認められてゐた」ことを示す証左

として紹介されている(吉田兼熙及び兼敦の日記を読

みて『國學院雜誌』六〇―七、一九五九年、九四頁。

なお、『神道史叢説』(一九七一年、吉川弘文館)に「吉

田家日次記」と改題の上所収)。

「式外」条中「姉小路猪熊橋逸勢神」のみ『根元記』『諸

神記』にも「姉小路猪熊橋逸勢神」条が立てられ、同文

が見える。

註5掲、鳥居b、五九頁。

天明七年(一七八七)刊の秋里籬島『都名所図会拾遺』

卷二「舞樂寺天王社」項に「諸社根元記云、舞樂寺社八

大天王(西方末社)諏訪八幡」と見え、『根源抄』独自の

「フカク寺」条について「諸社根元記云」として引いて

いる(増補京都叢書一二『都名所図会拾遺』、増補京

都叢書刊行会編、一九三四年、二〇三頁)。西田氏の指

摘される(註4掲、西田b)、寛政九年(一七九七)の

裏松光世『大内裏図考証』卷一九乾の神祇官条に『根源

抄』八神殿記事が「諸社根元記曰」と引かれる事例と合

わせ、近世の『根源抄』受容やその伝来などを考える上で注意すべき記述であろう。

(33) 萩原註1掲書、三九一～三九五頁。

(34) 原本は天理図書館蔵(『吉田家日次記』文明十七年十一月。2105-149-37)。なお、本稿では東大史料編纂所蔵の写真帳(617343-13)を用いた。

(35) このように考えると、あるいは「八幡殿御鎮守」条より「二條殿御鎮守」条についても、東山鎮守社建立に絡んで行われた調査の記録であったかも知れない。なお、『大日本史料』(八一―一九)に見える「兼致卿記」(ママ)文明十八年(一四八六)十一月二十五日条に、義政が鎮守社建立にあたって兼俱に杜壇の事を下問した際の、「北山殿鎮守・花御所鎮守は本地杜壇であるが、八幡殿御鎮守(六条若宮)・三条万里小路御鎮守は彩色であり、八幡杜であれば杜壇は彩色にするのが本儀である」との兼俱の注進(一七〇頁)も合わせて注意されよう。

【付記】

本稿は科学研究費補助金 若手研究(B)「中世後期から近世初頭における吉田家の神社研究に関する基礎的研究」(課題番号21720028 平成二十一(二〇〇九)年度～平成二十二(二〇一〇)年度)における調査研究の成果の一部である。

執筆にあたり、資料調査及び掲載に関してご協力を賜った天理大学附属天理図書館並びに國學院大學図書館に、末筆ながら御礼申し上げる。

(國學院大學助教)